

自治体SDGs推進評価・調査検討会
令和2年度SDGsに関する全国アンケート調査・検討ワーキンググループ
設置要綱（案）

（設置）

1. 自治体SDGs推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）設置要綱（平成30年1月22日制定）第3.（3）に基づき、自治体SDGs推進評価・調査検討会のもとに「令和2年度SDGsに関する全国アンケート調査・検討ワーキンググループ」（以下「アンケートWG」という。）を設置する。

（任務）

2. アンケートWGは、検討会の任務のうち、SDGs未来都市等の選定後の評価等に関する事項に係るアンケート調査の実施及び整理・分析について検討を行い、検討会へ報告することを任務とする。

（構成）

3. （1）アンケートWGの座長は、検討会の座長が兼務する。
（2）アンケートWGは、座長が必要と認める検討会の構成員及び協力メンバーで構成する。
（3）座長は必要に応じて、アンケートWG構成員より座長代理を指名することができる。

（招集）

4. アンケートWGは、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 座長は、やむを得ない理由によりアンケートWGを開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. アンケートWGは、公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。

（庶務）

7. アンケートWGの庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、アンケートWGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則） この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

（附則） この要綱は、令和2年●月●日で廃止する。

(別紙)

アンケートWG構成員

< 委 員 >

村 上 周 三

川 久 保 俊

(以上2名)